



産廃検体、受け入れ強化中です！

弊社では様々な産業廃棄物(産廃)の分析を取り扱っております。産廃の処理・処分に
関しては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」(S45 年 法律第 137
号)で様々に規定されています。今回は廃棄物処理法に規定されている事柄のうち、
産廃や特別管理産業廃棄物について基本的な定義・種類について簡単にまとめました。

廃棄物	産業廃棄物
「占有者が自ら利用する」・「他者に有償で譲渡することができる」ものではないために不要となった「固形状又は液状」のものを指す。気体状のものは該当しない。	事業活動に伴って生じた廃棄物であって、規定されている 20 種類の廃棄物に該当するものを指す。ここでの「事業活動」とは、製造や建設などの特定業種に限定されるものではなく、商店などの商業活動や水道事業・学校等の公的事业などを含めた広義の概念である。
特別管理産業廃棄物	産廃のうち「爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じる恐れがある性状を有するもの」を指す。これらの産廃は特に注意して取り扱う必要があり、保管・運搬方法や処理基準などが別途に設けられ、処理業の許可も通常のものとは区別される。下記の(1)～(4)に「輸入された特別管理産業廃棄物」を含めたものが該当する。

(1) 廃油(燃焼性)	(2) 廃酸・廃アルカリ(腐食性)	(3) 感染性産業廃棄物
「燃焼しにくい廃油を除く廃油」即ち、揮発油類・灯油類・軽油類などの廃油が該当。燃焼性判定の規定はないが「引火点 70℃未満」が一つの判断基準となっている。	「pH が 2.0 以下」の廃酸及び、「pH が 12.5 以上」の廃アルカリが該当。	医療関係機関などの特定機関から発生する、「人が感染する(おそれのある)、病原体が含まれる・付着している」産廃、又はその可能性がある産廃が該当。
(4) 特定有害産業廃棄物	PCB や水銀といった特定の物質の産廃、若しくはそれらを含む産廃が該当。それらを処分するために処理したものも含まれることが多い。下記①～④に分類される。	

① PCB 廃棄物	② 廃水銀等及びその処理物
「廃 PCB 等」(廃 PCB 及び PCB を含む廃油)・「PCB 汚染物」(トランス・コンデンサなどの電気機器、蛍光灯の安定器、感圧複写紙など)・その処理物が該当。産廃の種類ごとに分析方法と基準値が異なる。	基本的には、「特定施設において生じた廃水銀(その化合物)」と「水銀(その化合物)を含む産廃から回収した廃水銀」・それらの処理物を指す。「水銀含有ばいじん等」や、「水銀の溶出基準を超過している産廃」は②には該当しない。
③ 廃石綿等	④ 有害金属等を含む産業廃棄物
廃石綿などのうち「飛散する恐れのあるもの」を指し、特定条件下(特定施設)で発生・使用したもの・その処理物が該当。対象範囲が限定的であるが、条件に一致すると含有量に関わらず③扱いとなる。条件外で石綿を重量の 0.1% を超えて含有するものは「石綿含有産業廃棄物」となるが、こちらは③には該当しない。	特定の排出源から排出される産廃で、判定基準省令(S48 総理府令 5 号)に定められた有害物質(26 項目)の溶出・含有量が基準値を超えるものが該当。燃え殻や污泥など各種の産廃に対して必要な項目と基準値がそれぞれ規定されている。また一部有害物質の廃油(廃溶剤)も該当し、こちらは基準値に関わらず④扱いとなる。



勤続 10 年以上!! ネクスト環境の玄人職員が表彰されました



2018 年 11 月に行われた「第 66 回 優良商工従業員表彰式」にて、弊社の太田 裕子、漆山 智子の 2 名が、「勤続 10 年以上」の従業員として表彰されました。この表彰は米沢市と米沢商工会議所が共催しているもので、「同一事業所で職務に精励し、他の模範となる優秀な従業員」に対して贈られています。

弊社は今年度で設立 13 年目です。10 年以上の勤続となると設立初期からこれまで、ずっと会社を支えてきた存在といえます。現在、両名とも各部門の中心的存在であり、その仕事ぶりにはベテランの貫禄を感じます。

当日は太田、漆山 両名に加え武田も会場に赴き、表彰式と祝賀会に参加しました。次回の表彰は「勤続 20 年以上」となるので、そちらを目標にこれからもバリバリ活躍する 2 人にご期待ください。



書類記載内容が変わります。

平成31年



2019年

2019 年より、弊社の報告書・見積書・請求書などの書類における「年」の表記が変わりました。今までは和暦での記載でしたが、今後は基本的に西暦での記載となります。（法律や事業名などの名称に使用されるものは、原文・名称に従います。）こちらの変更で不都合が生じる場合、従来通り和暦記載に戻すこともできますので、各担当者にお申し付けください。

社員コラム
Vol.15



の 100 人の孫づくり

新年を迎え、学校や会社では節目となる季節が近づいてきました。近年私の周辺では、小学校の廃校、中学校の大幅な統合が進んでいます。今後は高校も現在の半数になるという話もあり、子どもの減少が深刻だと肌を感じているところです。

山形県では人口減少に危機を感じ、平成 25 年に「やまがた縁結びたい」を立ち上げ、成婚のための活動をしています。私も還暦を迎えた現在、その活動に参加しています。

「やまがた縁結びたい」では県に登録した 52 の個人・団体が活発に活動しています。結婚希望の方の登録が 1,000 名以上あり、県内外を問わず 20 代～60 代までの範囲で、良きパートナーとの出会いを心待ちにしております。毎月 40～50 組のお見合いが成立し、その内 20～30 組が交際に発展しています。現在まで 116 名の成婚実績があり、2018 年度目標の 123 名の成婚を目指し、最後の追い上げをかけています。

実際のところ、「結婚をする」という意思には環境の変化、体の変化、心の変化等が大きく影響しており「40 歳」というラインを超えると成婚確率がぐっと下がってしまうようです。

若い方には「まだ大丈夫…」と考える方もいるでしょう。しかし若い頃からお付き合いをして異性を理解し、自分に自信をつけることは、いざ結婚を考えた際に自分を後押しする、とても大切な経験だと思います。現実には待ってはくれません。後悔する前に行動してみたいはかがでしょうか。

やまがた縁結びたいでは、「今までの自分を変えてみたい」「一歩を踏み出してみようかな」という方を全力で応援します。ボランティアの組織ですので、気軽に地域の縁結びたいに連絡をください。もちろん個人情報には必ず守ります。

せっかくある組織ですから、ぜひ利用してください。気軽にまず一歩！「一度きりの自分の人生」です。私も 100 人の孫づくりに、頑張って挑戦していきます。

お問合せはこちらまで！

山形県子育て支援課
TEL 023-630-2668



ネクスト環境のつば

今年度は「平成最後の～」というフレーズをよく見かけますが、NKC 通信も例にもれず、今号が「平成最後の号」となります。今年度はいろいろとチャレンジした年でしたが、「平成最後」はあまり意識していなかったもので、少しだけ後悔しています…。

来年度はその反省を踏まえ、「〇〇最初の号」から盛り上げていければと考えております。今年度も一年間お付き合いいただき、ありがとうございました。来年度の NKC 通信にもぜひご期待ください。



米沢市マスコット C かねたん

ネクスト環境コンサルタント株式会社

〒992-0119 山形県米沢市アルカディア 1-808-17

TEL 0238-29-0025 FAX 0238-29-0015

E-mail info@next-enviro.co.jp

HP <https://next-enviro.co.jp>

NKC 通信に関するお問合せや、郵送停止のご希望がございましたら、上記までお知らせください。